

## 港北区会計年度任用職員

(こども家庭支援課・こども家庭支援員(支援担当・虐待担当 共通))を  
募集します

港北区では、港北区会計年度任用職員（こども家庭支援課・こども家庭支援員（支援担当・虐待担当 共通））を2名募集します。

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) こども家庭にかかる業務（実情把握、情報提供、相談対応、調整等）</li> <li>(2) 要支援・要保護児童、特定妊婦等への支援業務</li> <li>(3) 児童相談所等の関係機関との連携・協働</li> <li>(4) その他所属長が必要と認めること</li> <li>(5) その他職員に準ずる業務</li> </ul> <p>※その他、大規模災害発生時における災害対応業務（基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ）</p>
応募要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 令和8年4月1日現在中学校卒業以上の方</li> <li>(2) 相談援助業務（電話・面接・家庭訪問）ができること</li> <li>(3) パソコン基本操作（エクセル・ワードなどの入力、端末操作など）ができること</li> <li>(4) 資格要件（所持していないなくても応募可） 社会福祉士、精神保健福祉士、医師、保健師、看護師、保育士、公認心理師、教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者</li> </ul>
募集人数	2名
雇用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日 ※勤務成績が良好な場合等、再度任用する場合があります。（最大4回）
勤務時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 午前8時45分から午後5時15分（昼休憩時間1時間含む）</li> <li>(2) 勤務日数：月～金曜日のうち所属長が定める週4日 ただし祝日、年末年始の休庁期間（12/29～1/3）を除く</li> </ul>
勤務場所	港北区こども家庭支援課 (住所) 横浜市港北区大豆戸町 26-1
報酬等 (令和7年実績)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 月額 261,700 円</li> <li>(2) 通勤手当（実費相当額を別途支給：上限あり）</li> <li>(3) 期末手当</li> <li>(4) 身分 地方公務員法第22条の2に定める会計年度任用職員</li> </ul>
休暇等	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 年次有給休暇 初年度16日（最大20日）</li> <li>(2) 特別休暇 夏季休暇4日（6月～9月）病気休暇（20日）等</li> </ul>
社会保険	(1) 健康保険（横浜市職員共済組合）加入

	<p>(2) 雇用保険 加入</p> <p>(3) 厚生年金保険 加入 ※年金受給中の方は年金支給額が減額になる場合あり</p> <p>(4) 職員厚生会 任意加入 ※途中加入不可</p>
応募方法	<p>下記まで必要書類を提出してください。(郵送可。確実な郵送のため、「簡易書留」扱いにしてください。)</p> <p>(1) 提出書類(様式はホームページよりダウンロード、または区役所窓口でもお渡しします)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 会計年度任用職員申込書</li> <li>② 応募作文用紙(様式1)</li> </ul> <p>(2) 提出期限 令和8年2月17日(火)必着(持参・郵送の場合ともに同日17時まで)</p> <p>(3) 提出先 〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町26番地の1 港北区役所福祉保健センターこども家庭支援課 「会計年度任用職員(こども家庭支援員)」採用担当まで</p> <p>※この選考において提出された書類は、一切返却しません。</p>
選考内容	<p>(1) 1次選考(書類選考・作文※申込時に提出) テーマ「養育不安を抱えるご家庭を支援するにあたり、あなたが大事だと思うことを率直にお書きください。」(400文字以内)</p> <p>(2) 1次選考結果通知 令和8年2月24日(火)通知予定</p> <p>(3) 2次選考(面接) 令和8年3月5日(木)の指定された日時 ※時間等詳細は1次選考合格者に対し、別途通知します。</p> <p>(4) 2次選考結果通知 令和8年3月13日(金)通知予定</p>
その他	<p>本選考による採用は、令和8年度予算が横浜市会において議決されることを停止条件とします。(議決されなかった場合は、選考に合格していても採用されないことがあります)。</p> <p>必要に応じ、雇入れ後に健康診断を受診していただくことがあります。</p>